

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・投資家のみならず、社員や取引先等、全てのステークホルダーから正しく理解され、ステークホルダーとの間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることが、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の最大化を実現するものと考えております。この意識を念頭に置き、全てのステークホルダーから信頼を得る企業を目指すべく、コーポレートガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

これらを実現するために、経営の健全性、効率性及び透明性を高め、経営の意思決定、業務執行・監督、内部統制等について適宜適切な体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社石井本店	300,000	36.52
石井 文晴	74,500	9.07
岡田 亮介	42,500	5.17
板倉 正弘	38,500	4.69
片町 吉男	35,000	4.26
室川 敏治	30,000	3.65
楽天証券株式会社	25,200	3.07
西村 裕二	20,000	2.43
株式会社SBI証券	18,100	2.20
吉弘 和正	11,100	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新 東京 グロース

決算期	8月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
板倉 正弘	他の会社の出身者												
片町 吉男	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
板倉 正弘		該当事項はありません。	板倉正弘氏は、長年にわたる組織人事コンサルティングの経験を有することから経営全般に関する豊富な知見を持ち、様々な視点から意見・指摘をし、ガバナンス強化の重要な役割を担ってきたことから社外取締役役に選任しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではなく、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにも当たらないこと、かつ一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したことから、当社の独立役員として指定いたします。
片町 吉男		当社は過去又は現在において、片町吉男氏及びその近親者が議決権の過半数を所有している㈱サンクネットに対し、ふるさと納税事務局及び販促キャンペーンデータの作成にかかる業務委託料を支払っております。	片町吉男氏は、会社の代表取締役や各社の役員等を歴任し、企業経営等の豊富な実績を有していることから、当社の社外取締役役に選任しております。同氏は、主に業務管理・マーケティングについて、経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な助言を適宜行っております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当、監査法人は、以下の連携等により各監査機能の質的向上を図っております。

- ・監査計画、監査結果についての定期的な報告
- ・監査役及び監査法人との協議または意見及び情報交換
- ・必要に応じて監査役及び監査法人が行う調査への協力

(監査役と内部監査担当との連携)

定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い、組織的かつ効率的な監査に努めております。内部監査担当は監査計画及び監査結果について定期的に報告を行うほか、内部統制システムの構築・運用の状況について説明を行っております。

(監査役と監査法人との連携)

定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い、組織的かつ効率的な監査に努めております。監査法人から監査計画及び監査結果の概要の提出または報告を受け、監査法人が把握した財務報告に係る内部統制の状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受けております。

(内部監査担当と監査法人との連携)

内部監査担当は監査法人に対し、監査計画と監査結果について定期的に報告を行っており、必要に応じて監査法人が行う調査への協力を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
清水 行雄	他の会社の出身者													
松本 高一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 行雄		該当事項はありません。	清水行雄氏は長年にわたり情報システム分野の営業と事業企画の実務実績とともに、複数社の経営に携わり、その経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待して社外取締役を選任しております。また、当社の主要な取引先の出身者等ではなく、取引所規則により独立性の説明が要請される者のいずれにも当たらないこと、かつ一般株主と利益相反が生ずる恐れがなく、経営の監視において経営陣からの独立性が十分に確保できると判断したことから、当社の独立役員として指定いたします。
松本 高一		当社は過去において、松本高一氏が代表取締役役に就任している(株)アッピアに対し、株式公開に向けた社内体制の整備・構築の支援・アドバイザー業務の委託料を支払っております。	松本高一氏は、証券業界における豊富な経験と知見を有しており、複数の企業の社外監査役を歴任していることから、当社の社外監査役に専任しております。同氏は、複数の企業の社外監査役としての経験・見識に基づく経営の監督、チェック機能として必要な助言を適宜行っております。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

過去及び現在において、資本取引以外の取引がない役員を独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。また、2022年11月25日開催の第23回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主との一層の価値共有を進めることを目的とした当社取締役(社外取締役を含む)を対象とする譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者はありませんので個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針
取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責に応じ、同業他社の水準、当社の経営内容及び従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針
取締役に対して、当社の企業価値向上に向けたインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、株主総会において基本報酬とは別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限付株式報酬を支給することとし、取締役への具体的な支給時期及び配分は、役位、職責などを考慮して、取締役会で決定するものとしております。

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額につき取締役個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
各取締役における個人別の金銭報酬額及び非金銭報酬額の割合については、役位、職責などを考慮して、取締役会で決定するものとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の業績向上意欲等を保持し、且つ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とし、取締役会に答申したうえで、取締役会決議を経て決定するものとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

経営統括部が情報伝達窓口となり、適宜対応いたしております。
取締役会に関する資料につきましては、開催前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、株主総会、取締役会、監査役会並びに会計監査人を設置しております。取締役会にて迅速かつ機動的な意思決定を行う一方、監査役が客観的な監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となると判断し、当該体制を採用しております。また、これらを補完する機関として部長会等を設置しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会を設置しており、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査担当者及び監査法人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。監査役は、取締役会をはじめとした重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧、会計監査人からの報告等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

c. 部長会

当社は、代表取締役社長、取締役(社外取締役を除く)、部長等により構成される部長会を、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。経営の基本的な目標、方針、計画ならびに特に重要な業務執行について審議を行い、その審議結果に基づいて議長である代表取締役社長が決定を行っております。

d. 会計監査

当社は、千葉第一監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から監査を受けております。なお2021年8月期において監査を執行した公認会計士は本橋 雄一氏、大川 健哉氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名、会計士試験合格者1名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

e. 内部監査

当社は代表取締役社長直属の内部監査担当者1名を置いております。内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促しております。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容を勘案し、監査役会及び会計監査人を設置し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で外部からの経営監視機能は十分に果たしていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日を回避した日程設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	実施していません。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	実施していません。
招集通知(要約)の英文での提供	実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針、情報開示の基準、沈黙期間等を定めたディスクロージャー・ポリシーを当社ホームページに公表いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年数回開催いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回開催いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催		なし
IR資料のホームページ掲載	決算に関する情報、適時開示情報、株主総会の招集通知を掲載いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営統括部にIR担当者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「コンプライアンスに関する方針」及び「コンプライアンス管理規程」を定め、その精神を尊重することにより社会的責任を果たすことが自らの役割であることを認識し、公正・透明な経営の確立、不祥事の防止に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	実施していません。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページにディスクロージャー・ポリシーとして開示いたします。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制
 - 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
 - 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
 - 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役に報告する。
 - 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - データ化された機密情報につきましては、「IT管理規程」及び「個人情報保護基本規程」に基づき、適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、経営統括部が主管部署となり、各事業部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役が統括責任者として、全社

的な対策を検討する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2)当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、及び「業務分掌規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の部門の責任者等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇につきましては、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- (2)取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
- (3)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (4)取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5)監査役は内部通報窓口であるとともに、内部通報窓口の顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象につきましては、詳細な確認を行う。

7. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「公益通報者保護規程」で定め、取締役及び使用人に周知徹底する。

8. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- (2)監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底しております。
- (2)反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制について】

情報開示については、「適時開示規程」及び「インサイダー取引規程」を制定し、重要事実の適切な管理とインサイダー取引の未然防止に努めております。

情報の取扱いに関しては、経営統括部を適時開示担当部署（適時開示責任者：取締役経営統括部長）として定めております。適時開示情報の内容は、次の通りであります。

(1) 決定事実に関する情報

当社の取締役会において当該事項についての決定がなされ、開示が必要と判断された後直ちに、取締役経営統括部長において開示を行います。

(2) 発生事実に関する情報

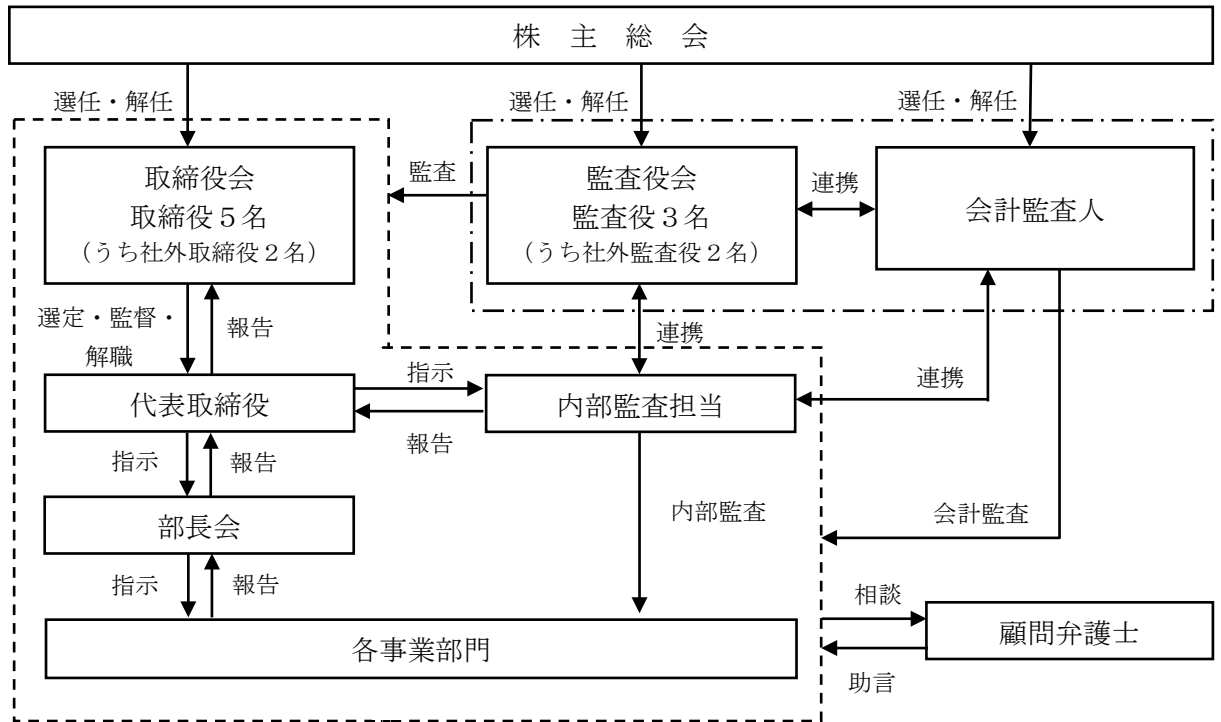
取締役経営統括部長が代表取締役社長と協議のうえ、開示が必要と判断した場合は、直ちに開示を行います。

(3) 決算に関する情報

年度決算、四半期決算に係る情報ならびに業績予想及び配当予想に係る情報は、取締役会において承認がなされた後直ちに、取締役経営統括部長において開示を行います。

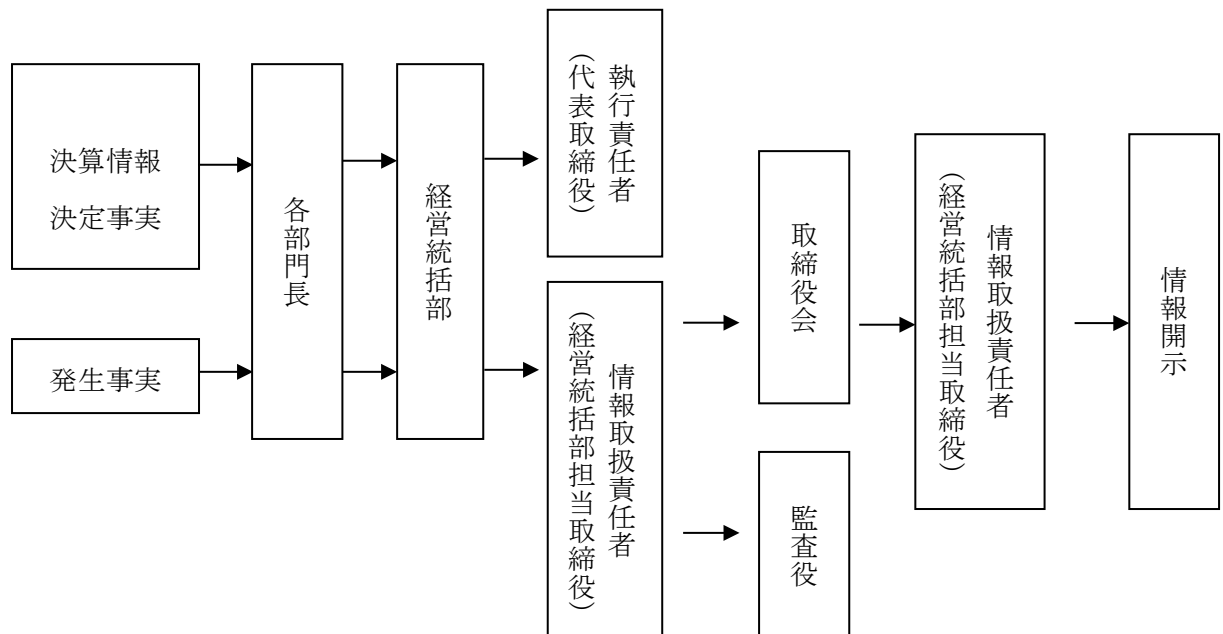
【模式図(参考資料)】

当社の企業統治の体制は、以下の図のとおりであります。



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。



以上